

# 今月のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止・延期、内容変更等になる場合があります。詳しくは、各担当のホームページやお電話にてご確認ください。

## 個人市・府民税の申告受付が始まります

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市税事務所への来所を控えていただき、送付または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。申告書は、大阪市ホームページで源泉徴収票などをもとに作成していただけます。



詳しくはこちら

### 【申告方法・受付期間】

- ①市税事務所あて送付による申告 受付中(3月15日(水)まで)
- ②大阪市行政オンラインシステムによる申告 受付中(3月15日(水)まで)
  - ・令和4年中に収入がある方(給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみ)
  - ・令和4年中に収入がない方
- ③窓口での申告(土・日・祝除く)
 

受付期間の最初・最後の1週間や午前9時台は混雑が予想されます。

  - あべの市税事務所窓口
 

2月6日(月)～3月15日(水)

月～木曜9:00～17:30、金曜9:00～19:00
  - 住之江区役所 地下会議室(臨時申告会場)
 

2月16日(木)～3月15日(水)

月～金曜9:00～11:30、13:00～16:00

### 感染症拡大防止にご協力ください

- ・混雑防止のため事前に申告書を作成のうえ、マスクの着用、手指消毒・検温にご協力ください。
- ・混雑状況により入場を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・咳や発熱等の症状のある場合は来所をお控えください。

※所得税の確定申告等については、住吉税務署 ☎6672-1321にお問合せください。

問 あべの市税事務所(市民税等グループ) ☎4396-2953 (月～木曜9:00～17:30、金曜9:00～19:00)

## 固定資産税グループからのお知らせ

固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限は、2月28日(火)です。

- 問 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について
 

あべの市税事務所 固定資産税グループ ☎4396-2957(土地)、2958(家屋)

(月～木曜9:00～17:30、金曜9:00～19:00)
- ・固定資産税(償却資産)について
 

船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ ☎4705-2941(月～金曜9:00～17:30)

## 防衛省自衛隊です!

### 防衛省自衛隊

#### 住之江区担当広報官よりお知らせ

住之江区の皆さん、こんにちは!  
令和5年度の幹部候補生・一般曹候補生の採用試験の受付が間もなく始まります。

ご興味のある方はぜひお問合せください!

問 ナンパ募集案内所 ☎06-6649-1037(はせがわ)



詳しくはこちら



## 住吉税務署からのお知らせ

### ○税務署から確定申告のお知らせ

会場	開設期間	開設時間	備考
住吉税務署(住吉区住吉2-17-37) ※大変な混雑が見込まれます。	2月16日(木)～3月15日(水) (土日祝を除く)	9:15～16:00	
錦秀会住吉区民センター大ホール(住吉区南住吉3-15-56) ※混雑が見込まれます。	2月1日(水)～2月3日(金)	10:00～11:30 13:00～15:30	自書申告またはご自身でのパソコン・スマートフォン操作による申告
ポートタウン西ビル2階(南港中3-2-77) ※初日は大変な混雑が見込まれます。	2月8日(水)～2月10日(金)	10:00～11:30 13:00～15:30	
近畿税理士会住吉支部(住吉区住吉2-9-72 住吉納税協会2階)	3月2日(木)～3月3日(金)	9:30～11:30 13:00～15:30	事業所得者の方専用会場

### ご注意ください

- ※申告書作成会場への入場には、混雑緩和のため、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」の配付状況に応じて早めに相談受付を終了する場合があります。
- ※錦秀会住吉区民センター大ホール、ポートタウン西ビル2階、近畿税理士会住吉支部は、税理士による相談会場です。土地株式等の譲渡、贈与税、相続税の相談は行っていません。
- ※申告書作成会場に来られる際は、マスクの着用をお願いします。
- ※ボールペンなどの筆記用具や計算器具をお持ちください。
- ※申告書作成会場で申告される場合は、令和3年分の申告書の控えや利用者識別番号等の通知(お持ちの方)をお持ちください。
- ※各会場へは、公共交通機関をご利用ください。近隣の駐車場をご利用いただいた場合、駐車料金は自己負担となります。

### ○申告はe-Taxで!

マイナンバーカードをお持ちの方やID・パスワード方式の届出がお済みの方は、ご自宅のパソコンやスマートフォンからe-Taxで申告書の送信ができます。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等で確定申告書等を作成の上、インターネットで送信、もしくはプリンターで印刷したものを郵送等でご提出ください。会場は大変混雑しますので、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。



確定申告書等作成コーナーはこちら

## 10月1日から消費税のインボイス制度が始まります!

～登録申請手続(原則、3月31日まで)はお早めに～

問 住吉税務署 ☎6672-1321 月～金曜8:30～17:00(土日祝を除く)

## 介護サービス利用にかかる費用の医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。申告には「領収証」が必要です。

### 【施設サービスの利用者負担額】

- ①介護療養型医療施設 ②介護老人保健施設 ③介護老人福祉施設 ④介護医療院
- ※上記①～④の利用料・居住費・食費の利用者負担額。ただし③は1/2相当額。

### 【居宅サービスの利用者負担額】

- ①医療系サービスの利用者負担額(訪問看護・通所リハビリテーションなど)
- ②福祉系サービスの利用者負担額(生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など)
- ※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

### 【介護福祉士等による喀痰(かくたん)吸引等が行われたとき】

本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士による喀痰(かくたん)吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の1/10が対象。

### 【おむつ代】

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けおむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を区役所の介護保険の窓口で交付できる場合があります。

問 区保健福祉課(高齢・介護保険) 窓口④番 ☎6682-9859

## 大阪市手話奉仕員養成講座(初級コース)受講生募集

要申込

大阪市では、手話を必要とする聴覚障がい者などのコミュニケーション手段を支援するため、手話奉仕員を養成します。

### 手話奉仕員養成講座「初級コース課程」

日 4月14日(金)～令和6年2月16日(金) 毎週金曜19:00～20:30(全38回)

場 住之江会館

対 大阪市内在住・在勤・在学の中学生以上の方(中学生は保護者の同伴が必要)

定 25名(申込多数の場合抽選)

料 3,300円(テキスト代)

初回受講日にお支払いください。

申 往復ハガキまたはFAX

住所・氏名(ふりがな)・年齢・生年月日・電話番号・勤務先等(市外居住者のみ)・手話を習う目的・「手話教室申込」を記入しお送りください。

締 3月3日(金)必着

申・問 区保健福祉課(福祉) 窓口③番 ☎6682-9857 問6682-2039

## 第72回「社会を明るくする運動」作文コンテスト「ひまわり奨励賞」受賞!

大阪府内の小・中学生を対象とした「第72回『社会を明るくする運動』作文コンテスト」において、南港北中学校 鍋島偉月さんの「信用できる存在」が住之江区内の学校で初めて「ひまわり奨励賞」を受賞しました!



問 区協働まちづくり課(社会教育) 窓口④番 ☎6682-9983